

平成 26 年 3 月 7 日

株主及び債権者各位

東京都中央区銀座一丁目 19 番 7 号  
株式会社東理ホールディングス  
代表取締役 福村康廣

## 簡易合併公告

当社は、平成 26 年 4 月 11 日を効力発生日として株式会社シャフト（本社所在地 東京都中央区八重洲二丁目 7 番 12 号）及び株式会社エスジーエヌ（本社所在地 東京都渋谷区代々木一丁目 13 番 8 号）と合併し、当社は株式会社シャフト及び株式会社エスジーエヌの権利義務の全てを承継し、株式会社シャフト及び株式会社エスジーエヌは解散することといたしましたので公告します。

なお、当社は、会社法第 796 条第 3 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、当社は株式会社シャフト及び株式会社エスジーエヌの全株式を所有しておりますので、本合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

## 記

1. 本合併に対し反対の株主は、会社法第 796 条第 4 項に基づき、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面により、その旨をご通知ください。
2. 株式買取請求権を行使される株主は、会社法第 797 条第 1 項に基づき、合併の効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面により、株式買取請求権を行使する旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。
3. 本合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 4 月 10 日までにお申し出ください。
4. 本合併当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社：金融商品取引法による有価証券報告書提出済

株式会社シャフト及び株式会社エスジーエヌ：掲載紙 官報

掲載の日付 平成 26 年 2 月 17 日

掲載頁 62 頁（号外第 31 号）

〔訂正とお詫び〕平成26年3月10日

宛名につき「株主各位」を「株主及び債権者各位」と訂正いたしました。また、それに伴い債権者が異議を述べることができる期間を4月10日までとし、合併の効力発生日を4月11日に変更いたしました。

以上